

KSKS

No.121

22.10.28

ゆいゆい通信



編集人 社会福祉法人 寧楽ゆいの会
〒631-0823 奈良市西大寺国見町3-5-5
TEL/FAX 0742-41-6039
URL <http://narayuinokai.or.jp>

定価 1部50円
年間 300円

◆法人からの報告 「事業の『あり方』見直し中」 理事長 庄野 千恵子	… 1
◆Reports ◇虐待防止研修実施	… 2
◇精神医療国家賠償請求訴訟	… 3

◆Reports さわやぎ／ぼすと	… 4
きらく舎／歩っと地活	… 5
歩っと相談／こもれび生訓	… 6
こもれび就労／こもれび地活	… 7
後援会決算報告	… 8

私たちが大事にしていることは？ 事業の「あり方」見直し中

コロナ禍での3度目の夏が過ぎました。ワクチン接種3～4回を終え、療養期間短縮、濃厚接触者の待機期間短縮が国から示されました。短縮されたとはいえ、期間については感染のリスクが完全ではないため個人や職場で判断するというものです。第7波では感染者や濃厚接触者の数はこれまでよりさらに多く、より身近になっています。利用者、職員が安心して通えるように、引き続き感染症対策を行なっていきます。

さて、今年度の法人の活動も上半期を終えました。事業活動や法人業務である研修、広報、防災関連業務は、職員それぞれが分担して行なっています。その中から、昨年5月から始めた「あり方」ワーキングの状況報告をします。

当法人では毎年、利用者実態調査を行なっています。今年度分は集計途中ですが、昨年までの集計では、通所利用者数や利用回数の減少傾向や、多くの利用者は複数の福祉サービスを併用しながら暮らしていること等が示されていました。ニーズに応える事業所運営ができてきているのか等、今後の事業のあり方を検討する「あり方」ワーキングを始めました。

最近、検討した就労継続B型事業については、3

つの事業所ごとに特徴があり、必要とされる支援内容にも幅があります。ニーズは「働きたい、就職できるようになりたい」「何かすることがほしい」「役割があれば」などであっても、単に作業活動の提供だけではなく、医療も含めた生活支援を必要としていることが判ってくることも多くあります。B型事業は「働きたい」が主な利用目的となる事業であり、そこで展開される生活支援の効果は事業の枠の中では見えにくく、評価につながりにくいのですが、大事な支援であることを職員の間では確認し合っています。

近年、福祉サービス事業はさまざまな運営主体によって、さまざまな理念や方針で行なわれるようになりました。私たちは、地域社会の状況や制度によって「変化させる部分」と、状況や制度が変わっても支援活動において大事にすべきこととして「変えない部分」とを区別して事業を行なっていますが、必要な支援を優先して考えると、事業形態の枠からはみ出ることが出てきます。当法人は何を大事にして事業を行なってきたのか。次年度から法人の中期計画を策定しますが、「あり方」ワーキングの活動も組み込み、職員間で再確認、共有して取り組んでいく予定です。

(庄野千恵子)



Reports

研修部

虐待防止・身体拘束適正化研修会 “人材”と“組織”の成長が要

ゆいの会では、法人職員を対象に9月19日（月・祝）に松上利男さん（社会福祉法人北摂杉の子会理事長）を講師に虐待防止研修を行いました。テーマは「障害者虐待防止体制の整備・身体拘束適正化について」です。

まず、過去に事件化した施設での障害者虐待の事例から、組織内で虐待防止委員会や第三者苦情委員会が設置されていても、そこに問題提起がなかった、職員が虐待を虐待であると認識できていなかった点に大きな組織的課題があったと指摘がありました。その上で、法人と職員がなすべきことについて下記の話がありました。

①人材確保・育成

障害特性の理解と専門性、スキルは不可欠。小さな不適切対応が大きな事案や虐待につながっていく。事件化した虐待事例でも、支援がうまくいかないときに先輩の暴行行為を見て同様にしてしまっていたケースがある。専門的な教育・訓練を受けず、自らも教育の中で叩かれるなどの暴力を日常的に受けて育ったと考えられる40代以上の虐待者が統計的には多いことから、専門性・スキルを持つ人材の確保が必要である。人材確保の際には、組織として必要とする人材像を示すことが必要。組織の成長は人材の成長。

②法人、職員個人が理念や目標を持つこと

対人援助専門職として自身の目標を持っていない人が利用者の5年後、10年後の夢を実現できますか？今の立ち位置、自分自身は何かということが明確にあっての目標。自身の専門職としてのミッション、理念について考えることが必要。

③社会福祉法人の責務

経営学者のドラッカーは、経営の目的は①自らの組織に特有の使命を果たす②仕事を通じて働く人を生かす③社会の問題についての貢献 だとしており、社会福祉法人の目的と共通している。

社会福祉法人は地域の財産。地域のため、地域の中にいる制度からこぼれている人のニーズに向き合って必要な支援を提供していく役割がある。法人や事業所の箱を抱え込むのではなく、地域で支え、社会参加を通して役割を持って豊かな暮らしを実現していくことが目的だと考えている。

④支援の質の向上

虐待事件の施設では人員配置は基準を満たしていたが、土日夜間が手薄だった。職員のニーズベースの支援、人員体制ではなく、利用者の生活の質のための支援ができていないか。北摂杉の子会はグループホームも運営している。強度行動障害のある人が暮らす多くのグループホームや入所施設では入浴は2日に1回など毎日ではないところが多い。北摂杉の子会のグループホームでは1人が入浴するごとにお湯を抜いて掃除をして新しくお湯を張っている。職員が「他人の入った後のお湯に入るのは嫌ですよ」と自主的に始めたこと。こういう視点があると不適切な支援、虐待は起きない。

⑤管理者の責務

北摂杉の子会では、理事長が1年間に全22事業所を回って、職員と課題について話し合っている。発言は議事録に残し、オープンにしている。管理者は職員とコミュニケーションを取り、業務実態を知っているべき。

理事長や施設長の責務の一つは、法人、事業所としての理念、ミッションを示して、その実現に向けたPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回すこと。理念、ミッションの実現は現場の職員。現場の職員が実現できる現場力を高めることが重要。組織はピラミッド型ではなく、現場の課題をつかんでいる職員を下支えするのが経営層の責任。

⑥中身を伴った体制の整備

虐待防止委員会の設置は令和4年度から義務付けられたが、そこで何をやるか。「隔月で開いています」だけでは意味がない。先述した法人・事業所の理念を実現するための年度計画を進捗管理するための委員会であるべき。その報告書を理事会、評議員会に上げることで虐待防止の取り組みとなる。

今回の研修は、令和4年度から義務化された身体拘束の適正化についてもテーマに取り入れて開催しました。法人理念の体現実践とそのため大切な人材育成と組織づくりの重要性を改めて学び得ることができました。（泉水宏仁）

Reports

知ることから一緒に始めよう

～精神医療国家賠償請求訴訟～

いま日本では、この国の精神医療を抜本的に変えるために、国の不作為を追求する国家賠償請求訴訟が提起されていることをご存知でしょうか。

遡ること約2年前。精神医療の現状と長期入院を問う訴訟が2020年9月30日、東京地裁に提訴されました。原告の伊藤時男さんは「日本では、あまりにも社会的入院の患者さんが多いので、その社会的入院を一人でも多くなくしたいと思っています。私も長く入院していましたが、退院できると思われるのに退院できない人が何人もいました。また、施設症のようになってしまい退院意欲を失った人もたくさん見てきました。私はそういう現状を見て見ぬふりをすることはできません(精神医療国家賠償請求訴訟研究会リーフレットより抜粋)」と語ります。

奈良県でも訴訟を応援する輪は広がっています。2021年8月1日には「精神医療国家賠償請求訴訟を応援する奈良県民の会(以下:奈良県民の会)」が発足しています。奈良県民の会ではこれまでに学習会を2回開催しており、精神医療国家賠償請求訴訟について、まずは広く知ってもらうことを目的に活動をしています。

今回は、奈良県民の会発起人の一人でもあり、現在は会の世話人をされている刀根治久さん(NPO法人ふぁーちえ)のお話を伺いました。

▼奈良県民の会設立に至る経緯とこれまで

元々は「精神医療国家賠償請求訴訟研究会(以下:国賠研)の会議に参加しませんか?」というお誘いを受けたことがきっかけでした。参加してみると、色々な立場の人たちがバラバラに議論していた。国賠そのものを進めようということは決まっているものの、何をしたいのかわからない、という状態

だったように思います。そんな中、奈良県では精神障がい者に福祉医療を実現するための運動を当事者、家族、支援者共にやってきた経過もあり、それらの各団体に声をかけて一緒に会議を重ねてきました。でも、精神医療の問題については、団体ごとの思いや考えがありました。



▶「一緒に考えたい」と語る刀根治久さん

そこで、「まずは精神医療国家賠償請求訴訟について、みんなで知るところから始めよう」と、昨年、国賠研事務局長の古屋龍太さんを招いて1回目の勉強会を開きました。その後も、奈良県民の会で意見交換を重ねていく中で、「歴史的な経過も踏まえ、精神医療の問題の背景にあるであろう『優生思想』について学ぶ機会を作りたい」と、今年の8月には日本福祉大学社会福祉学部准教授の藤井涉さんを招き、「『選別の論理の歴史』と精神障害者」というテーマで第2回目の勉強会を開きました。

▼現在の活動

1カ月半から2カ月に1回会議を開催しています。奈良県民の会に参加している団体の役員と国賠研の個人会員資格があれば参加できるようにしています。会議では、全国の情勢報告と今、直接応援できる活動は何か、「精神国賠応援奈良の会通信」の原稿作成についてなどを中心に話合っています。刀根さんは、「私はPSWとして、精神医療、長期入院の問題からどこか逃げてきたのではないかと思う。今自分たちにできることは何かをみんなで一緒に考えたい」と言います。

奈良県民の会では、不定期に活動の報告や現在の裁判の情勢などを伝えるために『精神国賠応援奈良の会通信』を発行しています。配信を希望される人は、下記のメールアドレスへ連絡をすれば、送ってもらうことができます。

seisinkokubaiouennaranokai@yahoo.co.jp

▼今後の奈良県民の会の展望

今後も直接裁判に関わる勉強会やイベントの開催を行なっていきたいと思います。この裁判を通じて精神医療の歴史を振り返る機会を設けていきたい。できれば、関係者のみならず、市民をも巻き込んでいけるようになっていければと思っています。

(和田良介)



←国賠研の
ホームページ
※こちらから、過去の奈良県民の会の通信も閲覧することができます。